

令和3年度事業報告

自 令和3年 4月 1日
至 令和4年 3月 31日

1. 令和3年度法務局相続人調査業務

本年度の相続人調査業務は概ね順調であった。これは、4年連続して業務を受託し当協会内部の事務手続及び法務局との連携等がさらに整ってきたこと、並びに戸除籍の受け渡しの体制、法定相続人情報の作成、戸除籍謄本等ファイルについて、さらに細かい取り決めを行った結果であると考えている。

本年度の業務は法務局側の尽力により前年度までと比べて相当期間早いスタートを切ることができた。他県に先駆けてスタートしたことにより、例外はあるが11月頃までは、全国どこの市町村役場に請求してもすぐに戸籍が届き、ストレスなく業務を進められた。しかしながら、早いスタートを切ることができたが、その弊害もあった。別々の事件の各被相続人が親と子の関係である等して調査業務の大部分が重複する事件がある、としてその報告を法務局から求められた。また、調査対象地の登記名義人と、調査対象者である被相続人が別人である事件がある、としてこれの報告も法務局から求められた。これらの事件の洗い出し作業や報告は、各担当社員に負担を強いたものと考えられる。

調査対象地が海部町の事件を除いて、本年度は前年度までと比べて調査完了までに要する労力が比較的軽い事件が多かった。対象地が海部町の事件については、明治頃から相続登記未了の事件が散見され、また、海部町役場の戸籍担当職員数に比して事件数が多かったことより、業務開始からしばらくの間、海部町に請求した戸籍が担当社員の下に届くまでに1～2か月を要したようである。

しかしながら、このような状況にもかかわらず、本年度の業務は納品期限において95%以上を納品することができた。そのため、未完成の事件についても補正扱いとして業務を継続することとなった。

今年度は、4年目にして初めて契約終了日の更新をすることなく、当初の契約期間内に業務を完了したところである。

2. その他事業

以上の他、今年度は前年度と比べ全体的な受託件数は減少傾向であった。特に、徳島

県、徳島市等からの受託は、この数年、以前に比べて大きく減少している。今年度は、徳島県から一定の業務を受託したが、これは裁判事務関係の手続きを含んでおり、行政の手に負えない内容であった。感覚的には、各官公署の担当者が抱え込んでいる事件も少なくなき、眠っている事件が多くあると思われる。

1. 事業部

(1) 本年度における具体的な受託実績は、後記の官公署関係受託表、支部別受託表及び過去の受託件数と報酬額のとおりである。

(2) 当協会が実施及び参加した主たる事業及び会議等は、下記のとおりである。

令和3年	4月13日	監査会／第1回理事会
	28日	法務局相続人調査業務打合せ会議〔徳島地方法務局〕
	5月15日	定時社員総会
	31日	徳島県司法書士会入会説明
	7月9日	第2回理事会
	13日	法務局相続人調査業務集計
	15日	法務局相続人調査業務打合せ会議
	19日	法務局相続人調査業務集計
	20日	日司連第2回会長意見交換会YouTube Live配信視聴
	7月30日	全司協第35回定時総会
	8月5日	法務局相続人調査業務研修会
	9月21日	徳島県司法書士会入会説明
	10月4日	法務局相続人調査業務打合せ会議
	11月5日	会計処理に関する打合せ会議
	12月9日	徳島県司法書士会第3回理事会（合同役員会）
	13日	徳島県司法書士会入会説明
	14日	日司連第3回会長意見交換会YouTube Live配信視聴
	24日	徳島県司法書士会事務委託費に関する協議
令和4年	1月21日	法務局相続人調査業務集計
	2月2日	徳島県司法書士会入会説明

2. 総務経理部

当協会の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財務諸表は、別紙における貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録のとおりである。

（1）経理事務及び税務申告の依頼

当協会は、法務局相続人調査業務を受託するようになり、法人税、消費税等を申告及び納税する必要性が生じた。また、そのための経理事務をより適正に行う必要性が生じたため、今年度より徳島市の後藤会計事務所へ税務申告等の依頼を行うこととした。

前期の会計書類は同事務所の助力を得て作成したものである。

（2）内 容

まず、5頁の官公署関係受託表において徳島地方法務局からの報酬が今年度大きく減少しているが、これはあくまで年度に分けた場合の報酬額の差異であって、契約期限の延長をしていた年度の報酬を成果品の納品状況によって分けて受領したためである。よって、これを会計上の請求時点によって分別すると、正味財産増減計算書における受託収入のとおりとなる。

全体としてみると今年度の受託収入は、約9.5%減少しているが、官公署関係受託表において徳島地方法務局を除けば、260万円程度の報酬であり、前年度とほぼ同一となっている。

次に経常費用であるが、新たに会計事務所へ税務申告事務等を委託したため、それを支払手数料として計上した。全司協を10月に退会したため、その会費が月割りとなり、退会後の会費が不要となった。

大きな金額としては、租税公課、法人税等の科目において、今年度より消費税及び法人税を支払うこととなり、また、この他市県民税等を支払った。

以上の結果、正味財産期末残高は、前年より多い金額となった。

本年度は前年度と同様、徳島県司法書士会へ通常の事務委託費及び法務局相続人調査業務の事務委託費を支払った。

担当理事は、月次の会計チェックを行った。

財務諸表及び業務の監査については、別紙のとおり、監事からの監査を受けている。